

令和 5 年度

中央市・昭和町地域自立支援協議会報告書

令和 6 年 3 月

中央市・昭和町地域自立支援協議会

はじめに

令和5年度「中央市・昭和町地域自立支援協議会報告書」をお届けします。

今年度前半に、新型コロナウイルス感染症の取り扱いが法的に変更され、新たな局面での社会生活が始まっています。それにより少しずつ、イベントが実施されていたり、楽しいことが増えていたりで皆さんの笑顔も増えてきたように思います。ただ、増えてほしくないものも増えており紛争、円安による出費増は、社会的に弱い立場の方には驚異となっています。加えて、福祉の現場でも人手不足が深刻になっており、サービスの提供に支障をきたしている事業所も散見されます。ただこれらは、中央市・昭和町といった単位で解決できる課題ではないと思っています。解決できない課題は、都道府県にあげ、都道府県で解決できる課題は都道府県で解決。そこでも解決できない課題は国にあげる。といったプロセスが協議会のものだと思っています。

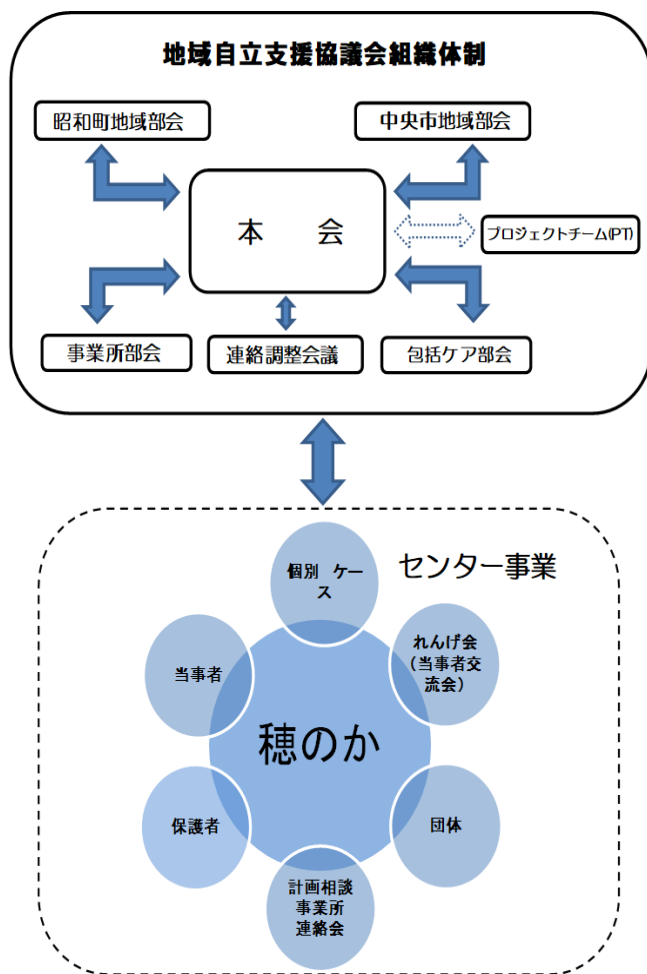
そこで掘り下げたいのは、中央市・昭和町で解決してほしい課題の抽出をより活性化させるためにはどうするかという点です。協議会には部会があり、その部会から。あるいは、協議会の委員の方々より課題が出されます。その課題を解決するために協議会で議論をする。解決できる課題が一つでも多いと課題抽出の活性化につながるという点です。障害福祉サービスの提供の中では、一つの工程をより細分化することによって、その方ができる工程を見出すことが求められます。この事を課題の解決の過程にも当て込み一つの課題の細分化？分解？によって解決できることと解決できないことを仕分け、解決できることには、スピード感を持って対応する。ことの繰り返しは課題の抽出の活性化。ひいては、住みたい街の創造につながっていくのだと思います。大きく求めず、小さなステップの成功の積み重ねで声を出す方を増やし、少しずつ良い街にしていくことをこれからも目指していきます。

中央市・昭和町自立支援協議会 会長 中村 光輝

1 組織体制

中央市・昭和町地域自立支援協議会では、平成30年度より地域で実際に当事者に関わる方を中心に、コンパクト化し議論を深めやすく、スピーディーな対応ができるような本会としています。また本会の他に協議事項の課題解決に向けて調査研究するための専門部会（プロジェクトチーム*以後PTとします）を設置することができます。

令和4年度 地域自立支援協議会組織体制について



本 会

- ・障害福祉に関する関係者の連携や支援体制に関する協議を行うために、関係機関等と緊密な連携を図るための中核的な役割を果たす協議の場となります。

連 絡 調 整 会 議

- ・協議運営について連絡調整を行う場となります。

地 域 部 会

- ・中央市と昭和町がそれぞれの地域の課題や問題点を協議したり、本会への提案や本会から提起された案件を協議する場として地域部会を設けます。

事 業 所 部 会

- ・中央市・昭和町内障がい福祉事業所において地域課題の解決して情報交換を行います。その解決に向け支援体制などに関する協議を行い、本会に提起します。また本会から提起された案件を協議する場として事業所部会を設けます。

包 括 ケ ア 部 会

- ・「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」を目的とし、地域での生活を支えるための課題や問題点を協議したり本会へ提案をします。また本会から提起された案件を協議する場として包括ケア部会をも設けます。

プロジェクトチーム（PT）

- ・協議会に特定案件や課題が出た場合、必要に応じて臨時的に設置して調査研究を行い建議・報告を行います。

2 協議会委員名簿

協議会 本会 委員名簿

◎会長 ○副会長

番号	区 分	所属（役職等）	委 員 名
1	医療保健機関	中北保健福祉事務所 所長	小倉 良二
2	事業所部会（部会長）	みらいファーム 所長	◎中村 光輝
3	地域部会（中央市）	おひさま 管理者	久保 貴洋
4	地域部会（昭和町）	昭和町障害者福祉会 副会長	川又 昭彦
5	計画相談事業所	中央市社会福祉協議会 ボランティアセンター長	薬袋 哲
6	包括ケア部会	さぽーと昭和 所長	○三尾 馨
7	社会福祉協議会	昭和町社会福祉協議会 事務局長	秋山 高一郎
8	就労支援機関	ハローワーク甲府 就職促進指導監	寺島 史華
9	当事者代表（中央市）	中央市障害者福祉会	今福 和
10	当事者代表（昭和町）	地域住民代表	中澤 綾
11	学識経験者	山梨県立大学 講師	大津 雅之
12	中北圏域マネージャー	中北圏域マネージャー （福）三井福祉会	飯室 正明

障がい福祉サービス事業所の代表者等、障害児(者)関係機関の代表者等、学識経験者など
12名で構成し、市(町)が任命します。任期は2年とし、再任できるものとします。
また、必要に応じオブザーバーとして、専門的立場の方に参画していただきます。

中央市地域部会 委員名簿

◎会長 ○副会長

番号	区 分	役 職 等	委 員 名
1	公益代表	中央市民生委員児童委員協議会 障がい者部会 会長	前嶋 隆子
2	識見を有する者	山梨県相談支援体制整備事業 中北圏域マネージャー	飯室 正明
3	障害者団体の代表	中央市障害者福祉会 文化部長	大菅 政勝
4		中央市心身障害児者父母の会 代表	○矢島 良樹
5		ドラえもののポッケ 代表	赤池 直子
6	障害者の福祉に関する	(福)ひとふさの葡萄 理事長	三尾 馨
7	事業に従事する者	(福)ぎんが福祉会 おひさま 管理者	◎久保 貴洋
8	社会福祉協議会の長	(福)中央市社会福祉協議会 局長	加藤 朝香
9	関係行政機関の職員	中央市役所 健康増進課 副保健師長	弦間 加代子
10	地域住民の代表	自治会長会 代表	矢島 孝雄
11	その他必要と認められる者	中央市・昭和町障害者相談支援センター 「穂のか」主任相談支援専門員	阿諏訪 勝夫

昭和町地域部会 委員名簿

◎会長 ○副会長

番号	区 分	役 職 等	委 員 名
1	障害福祉施設代表	昭和町障がい者福祉会 障害福祉施設 施設長	◎川又 昭彦
2	当事者	地域住民代表	中澤 綾
3	社会福祉協議会の長	(福)昭和町社会福祉協議会 事務局長	秋山 高一郎
4	地域住民代表	昭和町民生委員児童委員協議会 会長	田中 憲治
5	障がい福祉事業所	(福)さかき会 みらいファーム 所長	○中村 光輝
6	関係行政機関	昭和町役場 いきいき健康課 係長	功刀 朱美
7	識見を有する者	山梨県相談支援体制整備事業 中北圏域マネージャー	飯室 正明
8	その他必要と認められるもの	中央市・昭和町障がい者相談支援センター 「穂のか」相談支援専門員	角田 紗綾香

事業所部会 委員名簿

障がい者サービス事業所・相談サービス事業所

◎会長 ○副会長

番号	所 属	役 職 等	委 員 名
1	アルプスの杜	管理者	小林 勝利
2	ウェーブ	専務	斉藤 壮一郎
3	おひさま	管理者	久保 貴洋
4	クリーム	施設長	田川 公俊
5	ソテリア	職業支援員・相談支援専門員	宮坂 健太
6	中央市社会福祉協議会	ボランティアセンター長	薬袋 哲
7	ちゅうおう	地域活動支援センター支援員	依田 綾子
8	ほっとらんにんぐ	施設長	○小倉 香織
9	みらいファーム	所長	◎中村 光輝
10	ル・ヴァン	就労支援員	飯寄 啓太
11	リアン ～絆～	管理者	佐野 文彦
12	さぽーと昭和	所長	三尾 馨
13	ピーす	リーダー	由井 知子
14	ばわふる	代表	殿岡 実
15	アシストゆう 昭和店	サービス管理責任者	保坂 健次
16	＼くまーず 希穂	サービス管理責任者	吉田 実
17	ハルノヒ	相談支援専門員	時田 崇史
18	すばる 昭和	所長	塩澤 一夫
19	ルーチェ	サービス管理責任者	青柳 恵里花
20	だんだん	管理者	小林 洋美
21	G.C.B	管理者	野澤 みどり

障がい児サービス事業所

番号	所 属	役 職 等	委 員 名
1	あおぞら	リーダー	原 直子
2	あんど遊キッズ わかみや	本部長	○遠藤 大津磨
3	なないろそらの家	代表	鈴木 大空
4	りんごの木	児童発達支援管理責任者	中田 純子
5	みらいっこ	所長	立川 大二郎
6	POCCO 音の泉しょうわちゅうおう	児童発達支援管理責任者	樋川 美佐子
7	POCCO スタディしょうわちゅうおう	児童発達支援管理責任者	小林 昌史
8	ハッピーハグ・ベリー	施設長	上田 里香
9	Step Up 甲府昭和校	児童発達支援管理責任者	小澤 恵理香
10	放課後等デイサービス あむ	児童発達支援管理責任者	石岡 春江
11	スクラムプラス	児童発達管理責任者	坂本 裕子
12	すばる放課後等デイサービス	所長	塩澤 一夫
13	＼くまーず 育楽シモヤ	児童発達支援管理責任者	佐野 亜矢子
14	重症児デイサービス miagete	児童発達支援管理責任者	大原 利仁
15	en 昭和	理事長	森澤 昌子

包括ケア部会

委員名簿（順不同）

◎会長

○副会長

番号	所属（役員等）	委 員 名
1	中北保健所 地域保健課 精神保健福祉相談員	大内 誌
2	さぼーと昭和 所長	◎三尾 馨
3	ルヴァン リーダー	○長澤 斉
4	峡西病院 精神保健福祉士	工藤 和代子
5	相談支援事業所ハルノヒ 相談支援専門員	時田 崇史
6	ハピアすみよし 所長	望月 義次
7	三井福祉会 中北圏域マネージャー	飯室 正明
8	中央市役所 長寿推進課 副保健師長 地域包括支援センター 主任介護支援専門員	内田 直子
9	中央市役所 健康増進課 副保健師長	弦間 加代子
10	昭和町役場 いきいき健康課 主査保健師 地域包括支援センター 主任ケアマネージャー	田中 恵子
11	昭和町役場 いきいき健康課 主査保健師 健康推進係長	功刀 朱美

事務局名簿

12	中央市役所 福祉課 副主幹	内藤 美智子
13	中央市役所 福祉課 主査	井上 千草
14	昭和町役場 福祉課 主査係長	中込 裕二
15	中央市・昭和町障がい者相談支援センター 穂のか センター長	五味 将元
16	中央市・昭和町障がい者相談支援センター 穂のか 主任相談支援専門員	阿諏訪 勝夫
17	中央市・昭和町障がい者相談支援センター 穂のか 事務員	青木 やす子

3 開催状況と内容

	協議会本会	事業所部会	中央市地域部会	昭和町地域部会	包括ケア部会
4月					
5月		5月30日(第1回) ■市町より ■穂のかより ■圏域マネージャーより ■その他 ●部会の日程・場所について ●部会の方向性について		5月22日(第1回) ●福祉避難所のアンケートについて	5月31日(第1回) ●今年度の部会開催日程及び進め方について
6月	6月29日(第1回) ■令和4年度中央市・昭和町地域自立支援協議会報告書について ■令和5年度協議会スケジュールについて ■令和4年度中央市・昭和町障がい者相談支援センターの事業報告について ■令和5年度中央市・昭和町障がい者相談支援センターの事業計画について ■事業所部会から ■地域部会から ■包括ケア部会から ■県自立支援協議会から ■その他 ●相談支援隊体制の構築に向けて ●児童期における発達を保障する支援体制作りについて ●委員より			6月5日(第1回) ■第3回中央市・昭和町地域自立支援協議会について ■中央市防災マニュアルに関する要望書について ●地域課題について	
7月					
8月			8月23日(第2回) ■令和5年度第1回中央市・昭和町自立支援協議会について ●地域課題について ●その他	8月28日(第2回) ■令和5年度中央市・昭和町地域自立支援協議会について ●福祉避難所のアンケートについて	8月30日(第2回) ●事例検討 ●その他
9月		9月20日(第2回) ■行動障害に関するアンケート調査の実施について ■圏域マネージャーより ■自立支援協議会より ■その他 ●今後の部会の在り方について ●アンケート実施について ●テーマについて			

10月	10月6日(第2回) ■地域部会から ■包括ケア部会から ■事業所部会から ■第1回本会相談支援体制構築に向けての内容より ■県自立支援協議会から ■その他 ●児童期における発達を保障する支援体制作りに について ●「障害のある人の暮らしやすいインクルーシブな社会環境をつくる為に」について ●委員より				
11月					
12月		12月13日(第3回) ■市町穂のかより ■圏域マネージャーより ■自立支援協議会より ■その他 ①・障害者総合支援法の改正について ・研修について ②・研修について ・今後の部会の在り方の検討			
1月		1月17日(第4回) ■市・町・穂のかより ■圏域マネージャーより ■その他 ●学校との連携について ●地域の協議会での議論内容を知らない ●事業部会要領について ●部会の方向性 ●その他	1月16日(第3回) ※ロジパーク見学	1月17日(第3回)	1月10日(第3回) ■報告 ●事例検討 ●その他
2月	2月16日(第3回) ■地域部会から ■包括ケア部会から ■事業所部会から ■強度行動障害アンケート結果について ■県自立支援協議会から ■その他 ●「障害のある人の暮らしやすいインクルーシブな社会環境を作る為に」について ●児童期における発達を保障する支援体制づくりについて ●委員より	2月9日(研修会) ・障害者総合支援法の改正について			
3月					

※

4 協議された課題について

今年度に自立支援協議会で協議した地域課題及び協議結果は以下のとおりです。

検討課題①	相談支援体制の構築に向けて(令和4年第3回継続協議案件)
協議内容・結果①	◇中央市・昭和町における相談支援体制の現状及び課題について解決は誰がすべきなのか、中央市・昭和町独自の体制の考え方も含め具体的に協議を願いたい。また、1層2層3層のイメージ図（中央市昭和町における三層構造）について意見を頂きたい。 第1回本会 (意見) 国の制度の問題も、現状全国的に何の変化もない。支援体制(職員に何かあった時に一番不利益を被るのは、住民の方、利用者さんである。職員が疲れるとサービスの質が低下する。計画相談について絶対数が不足している状況は、心が痛い。 (意見) 本当の形はセルフプランニング。自分の生活は自分で計画を立てていく。これがゴールだと思う。いつまでも相談員がいてではなく、どうやってプランニングさせていくのか考えていく必要があり、いくら相談員が増えても、対応できない。 (意見) 人材育成、スキルアップは大事な事だと思う。3層の事が出来ないのは、2層がポイント。2層の相談支援体制(重層横串の体制)の中でどうして行くのか。2層の組織整備について包括ケア部会で揉んでいく、そんな連動性があるのでは。 (意見) 一人ひとりに寄り添った形、小さい頃から大人までずっとフォローできる体制。課が跨いで関わる時の連携はどうするのか考えていく。 (意見) 子育てや高齢の方達の部分がまとまっていない。国が示す重層的な相談支援体制について書いてあるが、障害時差の相談支援体制がスタートラインとして間違っているのではないか。 (意見) 第3層で相談に乗る場合、このまま。支援者支援、地域づくりの論点であれば、1層2層を大きく繋ぐような円にしても良いのかと思った。 (意見) ◆まとめ 相談支援体制2層については、もう一度各層を整理する必要がある、実質的な人員不足なのか。2層の方の度合いの高さが課題感である。一人に寄り添った形でずっとフォロー出来ることが望ましいが、横の連携(課が跨った時の連携)はどのようにしていくのか、今後の課題である。継続案件として、今回も持ち帰る。

検討課題②	児童期における発達を保障する支援体制作りについて①②③ (障害者相談支援センターからの検討課題)
協議内容・結果②	◇最近、保育現場で「気になる子ども」の存在が指摘されている。子どもへの支援の困難さや、拒否的反応や困り感のない保護者への説明や対応の困難感を感じている。また、保育現場でのマンパワー不足・知識不足から園での対応が難しいとの判断で、退園を迫るケースが増えてきている。障害受容、そして児童発達支援センターへ。定員も年度初めで来年度の定員に達してしまうことが続いている。園での様子を保護者に伝えても、障害受容が出来ない等により、選択肢が退園のみとなってしまうケースが増加している。共生社会の中で、共存していくかを考えるべきだが、難しいと判断するケースが多く、環境整備・調整の中で、園生活が可能な幼児も沢山いるが、児童発達支援センター利用の選択肢のみとなってしまう、利用したい子どもが入れずに、早期療育を受ける事ができない現状である。この現状を知っていただくと共に、協議いただき包括的な意見ををお願いします。 (意見) 必要と思われる対応の中で、発達コーディネーターを活用するように入れて欲しい。 ◆まとめ ・時間の関係で、次回以降に意見を頂く。 <2回目> ◇療育と早期療育の重要性について、知っていただくとともに協議していただき、障害児の前に児童という中で本格的な意見を聞かせていただきたい。 (修正意見) 最近保育所では、認定こども園の現場で障害の診断を受けていないが、保育士が何らかの特別な配慮が必要だと思えるケースが出ている。とし「気になる子」には触れない。 この解決には保育等の現場での対応のみならず、当民の家庭において保護者の理解や多様な解説者らそれぞれ困難さが出ている。次に体制の問題で、市や町に直接相談に行った場合、医療・医療職なり、リハビリと繋がることもある。繋がらないケースもある。繋がることもある。に変えました。現場での対応と保護者への対応に分けて、あと箇条書きにまとめました。マンパワー不足。それから、児童発達支援センターの利用促進は図らなければいけない。 (意見) 現場での対応の課題が明確になったことで、できること。障害福祉に繋いでいただいている保健師さん、包括的な相談支援体制。障害があったら障害でっていう様な促進がかかっている状況が課題感。具体的に見えてきたところと、事務局から提案されている部分、2つが明確に整理されればよい。 (意見) マンパワーが少ないと言いながらも、保育園の中ですごく工夫されて対応している保育士達が多い。また、市町の保健師さんが、結構やり取りしながら、支援して

くれていることも感じている。また表面化している部分の裏には保育士達が、結構手厚く関わっていつてくれていることも感じている。福祉サービスに繋がる為ではなく、園児に困り感があるかどうか、どこをサポートするとよいのか一緒に保育士と考えていく。その前段階の事業であることも知ってもらいたい。

(意見)

園での施設支援事業ではなく、研修会としての場は必要かと思う。子育て支援課・福祉課・教育の部分で連携会議を行い、少し関りを繋いでいく、そういったことも必要だと思う。保育園に対してもバックアップしていただくと、また、保健師が保育園に行っているの、そういった情報を共有していけると良いかなと思いました。

(意見)

提案書の修正をした方がいいのではないか。具体的に課題があることを指摘いただいたということ。方向性は多分同じではないか。修正が終わらないと議論できないのであれば、次回ということに。

(意見)

不安で困っている方は大人になっても困っている。子どもも困るし大人も困る。困り感に不安は変わらない。それがにも包括のベースになるはず。全てが同じところにあるという事を前提として考えなきゃいけない。直接対応でいろんな子がいる場合を前提とするなら、具体的な支援・指導方法について伝えていかないと出来ないと思う。

◆まとめ

・修正意見については、持ち帰る。次回具体的な話をもう少し詰めて、方向性をだす。

<3回目>

◇前回の提言・意見を持ち帰り、検討シートという形でまとめた

1. 現場での状況・・・特別配慮が必要だと思われるケースに関してその場での対応5つ
2. 保護者・・・状況の理解不足や拒否、対応方法の3つ

【今後必要と思われる対応】

- ・市町に対し、市町において子ども家庭センターの設置・準備ができている中、課題を考えてもらえるか。
- ・自立支援協議会の包括ケア部会で取り上げていただけるか。
- ・事業所部会でキャッチする立場だけでなく、並行通園等で地域に戻していく意識をしていただく為、園や学校との連携をどのように図るのか研修するのはどうか。

(質問)

障がい者にも対応した包括ケアだから広げるって意味ですか。

(回答)

自立支援協議会ではなく、包括ケア部会の方という提案です。

	(意見) 部会はこの会で規定していくので、まずこの会に入っていないと部会を規定していく人として一致しないのではないかと。学校教育の決定者に近い方、指導官がこの場に入ってくれば良い。そして、包括ケア部会をするなら、児童期を含めたライフステージ全般に関わるケアをどうしていくのかという事になると思う。突然入れる形ではなく、課題になっていることを共有した上でないと困る。 (質問) 直接市に相談に行った場合、情報・状況が分からない？ (回答) 保育園に行った時、若干情報が伝わっていない話は受けている。 (意見) 包括ケア部会の取り扱いは大事だが、タイミング的にはまだだと思う。来年度早々位に。 (補足) その都度必要に応じてオブザーバー的に参加していただいている。テーマ・課題によりオブザーバーとして参加いただいてはどうか。 (意見) オブザーバーは反対。オブザーバーは参加しているだけで、意見を言ってもオブザーバーの意見。協議した結果として存続しなくてはならない。かわりのある問題の時は、オブザーバーではなく是非参加していただきたい。 (意見) 題材の部分は園なので指導官ではなく、子育て担当課の方に入ってください。 (意見) 要対協の人が絶対必要なかもしれない。乳幼児期で特に問題になるのは、保護者。この発達を保障していく為の体制づくりであれば、会の中でどんな状況かっていう事を説明していただくため。 (質問) 子ども家庭センター（要対協）対応のところに現況を伝えるという事で良いのか、継続協議でここの場にそういう方に来ていただき、協議していくのが良いのかどちらになるのでしょうか？ (回答) 子ども家庭センターに継続する職員に来てもらうことを意味します。関わる人や情報交換について話をしていただく方が支援体制に役立つと思う。 (意見) 保育園で一番困るのはマネージ化。保育園に特別支援学級があればいいなと思っている。同じ園の中に、保育園の中で並行通園ができる。毎回来れるような体制づくりをしてほしい。 (意見) 児童期は小学校に入学する時期で、学齢期・学童期なので小学校入学前なので、修正を。教育関係の人を呼んだ方がいい。そして教育外の人で児童に詳しい人に参
--	--

	加してもらう。人数を２人くらい増員の方向で落ち着くのであればと思った。 (意見) 子どもの話をする時には、保健師が必要。市町の保育園幼稚園で２園づつ順番で参画していただく。必要な時でなくても色々な事を知っていただく意味で、可能であれば声掛けしたらどうか。 (質問) 乳幼児期における発達を保障する支援体制づくりについて、今後必要と思われる対応で市町において子ども家庭センターの設置準備知央が出来ている中、考えてもらえるか。 (回答) 担当課の課長には既に話はしています。具体的な事例・事案について投げかけ協力いただく。 (意見) 子ども家庭センターの方が、障がいへの状況拒否や無理解について考えていただきたい。乳幼児期から大人になるまでどのように繋がっていくのかを理解できるので、参画してもらうと良いと思う。 ◆まとめ ・包括ケア部会で協議ではなく、自立支援協議会で継続協議していく。 ・乳幼児期という事で、要対協の人は必要。子ども家庭センター関係の人も。必要に応じて、現場に近い人が参画していくと良い。参加していただく委員については、今後議論する。 ・地元の保育園・幼稚園の方が、保育所訪問の好事例の取り組みを聞く。 ・市町の方にまとめて提示、その回答を協議していく。 ・オブザーバーの位置づけについて。
--	---

検討課題③	障害のある人が暮らしやすいインクルーシブな社会環境を作る為に①②③
協議内容・結果③	◇困っている子に早期療育をすることばかりでなく、環境全体を変えていく必要があるのではないか。今の日本社会は、個人と社会環境の相互作用の中に障がいがあるのではないか。具体的な働きかけについて、専門の皆さんに教えて欲しい。すぐに特別支援に行きなさいではなく、みんなで関わり合って支え合える一人ひとりが幸せに生きていける社会になって欲しいと思います。 ◆まとめ 大きな課題・協議事項であるため、次回また、協議する。 <２回目> ◇友人から相談を受けたことがきっかけ。障がいを持っている方への理解とか、共生社会への実現が凄く叫ばれていますが、障がいを作っているのは一人ひとりの心とか社会の間に出来るもの、その物だと思っています。日頃から関りを持つことで偏見がなくなり、障がいや違いを理解する事ができるようになるとと思っています。

もっと教育の現場に福祉や行政が積極的に関わって欲しいと思いますが、偏見や無理解な方が多いのを痛感するので是非お願いしたい。教育と福祉の連携もどんどん進むと良いと思っています。具体的な意見をお聞かせください。

(意見)

ロビー活動と行政に対して、福祉には専門官が絶対必要だと思う。教育委員会と相談して(連携して)、市単・町単の教員に対しての悉皆研修を行う。講師はこちらで派遣するからやって欲しいという事でどうか。聞くだけでは意味がなく、実践をどうするか、それが問題である。

(意見)

福祉に関わる体験や講話依頼があるが、福祉ってどういうものか、伝える内容について協議体の中で考えて提示して貰えたらいい。

(意見)

交流等を定期的ではないが、調査する必要があるのでは。調査した上で、やってないならなんでだろう？理由を聞かせてもらいたい。教育指導要領でカリキュラム化されているのであれば、やらなければならないので、そこを確認する。合理的配慮について学ぶ機会については、定期的に研修の提案を協議会としてしていく事なのか。みらいファームからの投げかけで、学校からの投げ返してくれた部分もあり始まった。自立支援協議会や教育委員会等に提言してもらおうかどうか？

(意見)

福祉教育は非常に難しく、焦点化できないし、対象者が多すぎる。貧困や外国人労働者、更生法の対象で、一切基盤との時間内で対処できるのか？福祉教育は活字にしまったが為の定的理解になってしまっていることもある。福祉は教育するものなのか？学習は主体的に取り組んでいくプロセスなので、体験的が良いだろうと。しかし、格好教育の中では大変で、枠組みの中でやろうとするのは先でもいいから、途中どのようにしていくのか。みらいファームでやっている交流は課外活動でもいい。そのような機会を増やしていき自分たちが正しいと思っていることを先ず繋ぐ。それが本当に良ければ、皆が真似してくれる。そういった取り組みを積極的にファームスでしていけたら良いのではないかな。

(意見)

部会で教育福祉についてコロナ前に協議しています。社協にお願いして、実際どうなのか。3、4年経過しているので、改善等があったのか。

(意見)

学校の先生が教材としてきちっと出す、自主教材として成立させてやるというのが大切。学習指導として成り立つかどうか。

◆まとめ

・交流の取り組みや、学校教員悉皆研修については、協議会として教育委員会に伝えていく。福祉的な部分で専門官様な視点についての意見は福祉課。子どもの頃からの関係づくりについては、協議会の中で方法を継続協議していく。教育委員会の方に来てもらうことは可能ではないか。

	<3回目> ◇地域の学校で安心して生活できる環境をという一つの題材を頂いたk市のエピソード。皆さんから多くの意見を頂き、事務局で持ち帰らせていただきました。 ・障害のある方との交流(子ども・先生)の成功事例を伝えていく。学校の先生方に研修機会を。協議会として教育委員会に伝える。 ・福祉的なところでは、学校教育ではなく専門官の視点があった方がいい。これについては福祉課で持ち帰り。 ・子どもの頃から関われる関係づくり。伝える方法論として、提示していく事を継続。 ・小学4年生の教育課程カリキュラム(福祉教育)について実践状況確認。題材を考えていく。 (意見) 障がいについて、一般的な話は頭でわかっているけど、具体的な部分、関わり合いは習わないと分からない。伝えていく先生方に障がいとは何かという知識や理解を進めるために、市・町単教員に対しての定期的な研修を教育委員会に具体的な話として、必ず受ける研修、悉皆研を是非検討して欲しい。 (質問) 教育機関も含めて4月1日から合理的配慮義務化に伴い、何か計画を立てているか。また、予算を組んでいるか。報告書の作成や決算書等作られるのか。 (回答) 昭和としては具体的な門はないです。 (意見) 義務化になっていなければ必要性はないが、義務化になっているので、活字に起こすチャンスではある。活字にすることで、様々な事が非常に分かりやすくなる。予算化した中で、研修会をしたり協議会で議論していける。また、内容が非常に分かりやすくなる。 (Ob) 地域療育の研修会は周知し、多くの先生方が出られるよう時間帯など工夫して行っている。福祉教育としての内容や研修会についての内容等、また教えていただければ取り組んでいきたい。先生たちの研修会も大事だが、生徒さんと地域の方との交流も定期的に行った方が、大人になってからも本人の中に残るのでないか。 (質問) どこが取り組んで、どのようにしていくのか話の方向性は？ (回答) 穂のかは事務局の立場で、意見をまとめました。協議会として本会でという認識をしています。 (意見) 協議した内容で反対がなければ、合意が得られたという事で理解している。
--	--

	(意見) 次年度予算で具体的な合理的な配慮の予算が組めるのか、予算化の返答を頂けると良い。 (意見) 行政の方で具体的な予算の提案は大変だと思う。協議会の方で予算請求すれば良いのではないかと。この審議を継続していただくのと、一度持ち帰り検討いただきたい。 (意見) 意見を事務局でまとめていただいて、施策で検討いただきたい。 (意見) これまでの報告や協議会で確認を含めて議論しようかという提案だったと思う。全て回答が出ないかもしれないが、回答を求められる内容かと思う。 (意見) 交流学級で支援学級に行っている子達の位置の違いを感じる。統合していく先生方が、どうやって本来の人間としての立場みたいなものを伝えていくかは大切である。 ◆まとめ 教育委員会へ先生方の研修実施、悉皆研の検等をお願いする。 福祉教育に関しては、事務局で確認をとる。 4月1日の義務化に伴い、予算化・数値化することについては一度持ち帰り検討する。
--	---

おわりに

今年度も中央市・昭和町地域自立支援協議会の運営に対しまして、多くの方々からご意見をいただく中で、ご理解とご協力を賜り深く感謝申し上げます。

当協議会におきましては、中央市昭和町両地域部会・包括ケア部会・事業所部会があり、それぞれの課題に対して真摯に協議・検討がなされました。各地域部会におきましては、「障害がある人のための防災への取組」「福祉避難所開設に向けての取組」、包括ケア部会におきましては、事例検討を通じて課題共有と体制整備の検討に繋がることにより、安心した生活のための支援及び地域移行・地域定着の推進が図られました。また、事業所部会におきましては、成人・児童の分野別で課題視された「B型事業所からの一般就労支援」、「法改正による障害児支援の対応」を講師を招いて検討されました。

委員各位には 2 年間の任期中は公私ともお忙しい中を協議会に参加いただくとともに貴重なご意見を賜り、障がいのある方への支援の在り方、自分たちに何ができるか論議いただき誠にありがとうございました。

「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる」そんな地域づくりが不可欠であります。幅広く多職種の方々からのご意見をいただき広範囲にご理解いただくとともに事業を推進・展開できればと思っています。

令和 6 年 4 月から「障害者差別解消法」が改正され、合理的配慮の提供が義務化されます。障害がある方を取り巻く環境は常に変化し、新たな課題に対する柔軟な発想が求められていると感じております。今後も更なる事業の推進を図って参りますので、改めて皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

中央市・昭和町障がい者相談支援センター「穂のか」
センター長 五味 将元